

小平市小川駅西口複合施設指定管理者募集要項

令和 7 年 4 月

小平市

目 次

<u>1 募集対象施設の概要</u>	1
(1) 対象施設の概要	
(2) 対象施設の設置目的	
<u>2 指定管理業務の概要</u>	2
(1) 指定管理者の業務範囲	
(2) 市が行う業務範囲	
(3) 業務に係る実施条件	
(4) 業務の範囲等の変更	
(5) 業務の実施	
(6) 責任分担	
(7) 緊急時の対応	
(8) 防犯防災業務	
(9) 施設、設備及び備品等に関する業務	
(10) 業務実施に付随して指定管理者が行う事項等	
(11) 自主事業	
<u>3 指定管理業務以外の業務予定等</u>	6
(1) オープン準備業務	
<u>4 指定管理に係る基本事項</u>	7
(1) 情報管理	
(2) 個人情報の保護	
(3) 指定管理業務の情報公開	
(4) 文書等の管理	
(5) 管理人員	
(6) 収入	
(7) 指定管理の期間	
(8) 指定管理費の対象経費等	
(9) 協定の締結及び指定管理料	
(10) 業務の一括委託の禁止	
(11) 指定の取消し等	
(12) 指定終了時における措置等	
(13) 協定不適合責任	
(14) その他	
<u>5 応募資格条件等</u>	12
(1) 応募の制限	
(2) 応募者の資格等	
(3) 応募における留意点	
<u>6 応募の日程と手続</u>	13
(1) 日程	
(2) 手続き	
<u>7 指定管理者候補者の選定等</u>	16

- (1) 資格審査
- (2) 選定委員会による選定
- (3) 選定結果の通知

8 指定管理者候補者の選定後の手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- (1) 市議会の議決
- (2) 協定の締結

9 申請にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- (1) 接触の禁止
- (2) 掲載内容変更の禁止
- (3) 申請書類の取扱い
- (4) 費用負担
- (5) 提出書類の取扱い・著作権
- (6) 追加書類の提出

10 問合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

【別添】

- ・別紙1「用語の定義」
- ・別紙2「小平市小川駅西口複合施設平面図等」 ※再開発ビル建設中の為、暫定
- ・別紙3「市と指定管理者の責任及びリスク分担の区分表」
- ・別紙4「管理物件及び備品等一覧」
- ・別紙5「暴力団等排除に関する基本協定特約条項」
- ・別紙6「小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱」
- ・別紙7「暴力団等排除に関する特約条項」
- ・別紙8「指定管理者候補者選定審査評価表ほか」

- ・別記様式「指定管理者指定申請書」
- ・別記様式「小平市小川駅西口複合施設指定管理業務に関する事業計画書」
- ・別記様式「収支計画書」
- ・別記様式「小平市小川駅西口複合施設に係る暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書」
- ・別記様式「公募説明会参加申込書」
- ・別記様式「質問書」

- ・その他市長が定める書類等（様式例）
 - 「災害活動等実績申告書」
 - 「ボランティア活動実績申告書」
 - 「地域社会への貢献活動実績申告書」
 - 「労務単価申告書」

- ・「小平市小川駅西口複合施設指定管理業務仕様書（案）」

小平市小川駅西口複合施設指定管理者募集要項

小平市小川駅西口複合施設（以下「複合施設」という。）は、社会教育施設（公民館、図書館）機能のほか、男女共同参画推進、市民活動支援の機能を複合化した、魅力的な場を形成することで、多世代の多様な活動が重なり合い、コミュニティの形成に資する活動拠点として令和8年度に開設する予定です。

当施設につきましては、指定管理者制度の導入により、効果的・効率的な管理・運営を図ります。

そこで、小平市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第15号。以下「手続条例」という。）及び小平市小川駅西口複合施設条例（令和6年条例第34号。以下「施設条例」という。）の規定により、複合施設の管理運営に関する業務（以下「本業務」という。）を行う指定管理者を募集します。

なお、本募集要項で用いる用語の定義は、別紙1のとおりです。

1 募集対象施設の概要

（1）対象施設の概要

正式名称	小平市小川駅西口複合施設
所在地	小平市小川西町四丁目16番1号（小川駅西口再開発ビル4～5階、小川駅西口再開発ビル敷地北西の広場）
内容	図書館機能、貸部屋機能、男女共同参画センター機能、市民活動支援センター機能、公民館との連携機能、事務室、印刷室等、（仮称）小川にぎわい広場 ※平面図等は別紙2のとおり（現在、小川駅西口再開発ビルが建設中であり、実施設計時点の図面を添付しており今後変更することがある。） ※（仮称）小川にぎわい広場は、令和8年度末に完成予定
床面積	施設部分床面積：3,352.08㎡ 広場部分面積：999.55㎡
開設年月日	令和8年8月以降で市が指定した日
施設の運営状況 （令和5年度実績）	開館日数 小川西町図書館292日、小川西町公民館312日、男女共同参画センターひらく301日、市民活動支援センターあすぴあ292日、 施設利用者数 小川西町図書館（貸出数）113,599点 小川西町公民館 合計 24,682人 男女共同参画センター“ひらく” 合計 839人 市民活動支援センターあすぴあ 合計 6,036人

(2) 対象施設の設置目的

- ① 複合施設は、複数の施設の機能を複合化した魅力的な場を形成することで、多世代の多様な活動が重なり合い、コミュニティの創出に資する活動拠点となることを目的とした施設です。施設を構成するそれぞれの機能は、社会教育施設（公民館、図書館）機能のほか、男女共同参画推進、市民活動支援の機能があります。それぞれの機能は縦割りに独立したものでなく、一体的な新しい施設となることを目指します。さらに、新しいタイプの公共施設へのチャレンジとして、例えば、ビジネスパーソンや学生にとっての利便性向上、大学や企業と連携した公共床の活用など、（仮称）小川にぎわい広場や再開発ビルの1階から3階の商業・業務施設、周辺地域の資源等も含め、回遊や滞在による、にぎわいの創出及び憩いの場となるよう目指します。
- ② 個別の機能では、それぞれ以下のことを目指しています。
 - 「図書館」 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、利用者に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的としています。
 - 「公民館」 市民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。
※公民館機能は、市の直営で運営します。
 - 「男女共同参画センター“ひらく”」 男女共同参画社会に関する情報の収集及び提供、学習の機会や交流等の場の提供等を通して、男女共同参画社会基本法に規定する男女共同参画社会の形成の促進を図ることを目的としています。
 - 「市民活動支援センターあすびあ」 市民活動の学習の機会、情報発信、作業、相談や交流等の場を提供することにより、市民の自主的な社会貢献活動を支援する拠点施設として、施設利用者等に対する市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることを目的としています。
- ③ 指定管理者は、複合施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び施設管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するとともに、小平市長及び小平市教育委員会（以下「市」という。）と協力し信義を重んじ、対等な関係に立って指定管理業務を誠実に履行してください。

2 指定管理業務の概要

指定管理者は複合施設の運営及び維持管理に係る次の業務を実施します。

具体的な内容は、小平市小川駅西口複合施設指定管理業務仕様書（案）（以下、「仕様書」という。）を参照してください。

(1) 指定管理者の業務範囲

① 市長が所管する次に掲げる業務

- ア 施設条例第2条第3号及び第4号に掲げる施設において、これらの号に規定する条例に基づき行う事業に関する業務
- イ 施設条例第3条第2号から第6号までに掲げる事業に関する業務
- ウ 複合施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 施設及び附属設備等の使用料の収納に関する業務

- オ 施設条例第6条第1項の規定により施設及び附属設備等の使用の承認をすること。
- カ 施設条例第6条第2項の規定により施設及び附属設備等の管理上必要な条件を付すこと。
- キ 施設条例第7条の規定により施設及び附属設備等の使用を承認しないこと。
- ク 施設条例第8条第3項ただし書の規定により使用料の後納を認めること。
- ケ 施設条例第9条の規定により使用料を減免し、又は免除すること。
- コ 施設条例第12条第1項の規定により使用の承認を取り消し、又は使用の条件を変更し、若しくは使用を停止すること。
- サ 施設条例第13条ただし書の規定により施設及び附属設備等に特別の設備をし、又は変更を加えることを承認すること。
- シ その他市長が定める業務
- ② 教育委員会が所管する次に掲げる業務
 - ア 施設条例第2条第2号に掲げる施設において、同号に規定する条例に基づき行う事業に関する業務
 - イ 施設条例第3条第2号に掲げる事業に関する業務
 - ウ その他委員会が定める業務

(2) 市が行う業務範囲

次の業務については、市が自らの責任と費用において実施します。

- ① 複合施設の目的外使用許可に関する業務
- ② 公民館が直営で行う事業
- ③ 本募集要項2（9）④に掲げる市が負担する修繕業務
- ④ 前号で掲げるもののほか、指定管理者による業務の範囲外の業務（施設条例第3条に掲げる事業のうち、「本募集要項2（1）指定管理者の業務範囲」を除くもの）

(3) 業務に係る実施条件

- ① 開館時間
仕様書のとおり
- ② 休館日
仕様書のとおり
- ③ 使用の承認
施設条例第6条の規定のとおり
- ④ 使用料金
施設条例第8条の規定のとおり
- ⑤ 使用料の減免
施設条例第9条の規定のとおり
- ⑥ 使用の制限
施設条例第12条の規定のとおり

(4) 業務の範囲等の変更

業務の範囲や業務の実施条件を変更する場合及びそれらの変更に伴う指定管理料の変更等については、市と指定管理者との協議により決定するものとします。

(5) 業務の実施

指定管理業務の実施にあたっては、地方自治法、施設条例、手続条例、小平市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第18号。以下「保護条例」という。）及びその他関係法令を遵守するとともに、基本協定、年度協定、本募集要項、事業計画書及び複合施設が所在する再開発ビルの管理規約等に従い、公平性の保持、安全確保に努めるものとします。

(6) 責任分担

本業務に関する市との責任及びリスク分担の区分については、別紙3「市と指定管理者の責任及びリスク分担の区分表」のとおりです。

(7) 緊急時の対応

仕様書のとおり

(8) 防犯防災業務

施設利用者の生命及び財産の安全を確保するために、防火責任者を定め、非常事態に備え、消火、通報、避難誘導等緊急時の対応ができる体制を整備してください。

なお、管理組合などによる再開発ビル全体で行われる防災訓練等が実施される場合には参加していただきます。

災害等の発生により複合施設を避難所等として使用する場合があります。その際は、市の指示に従ってください。避難所等として使用し、指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合は、市と協議を行い、費用負担等を決定することになります。その他は仕様書のとおりです。

(9) 施設、設備及び備品等に関する業務

- ① 保全の対象となる施設、設備及び備品等（以下「施設等」という。）は、別紙4のとおりです。
- ② 指定管理者は、指定期間中、施設等を常に良好な状態に保ってください。
なお、備品等が経年劣化等により本業務実施の際に使用できなくなった場合、市が必要に応じて当該備品等を購入いたします。その際は備品台帳を整備し、管理してください。
- ③ 施設内外の設備等に関してその状況を把握するとともに、故障や事故等を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じてください。
- ④ 施設等の日常点検は指定管理者が実施し、異常発生時及び修繕を要する時は、市へ報告してください。なお、1件あたりの費用が130万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の修繕は、市が負担します。1件あたりの費用が130万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の修繕は、指定管理者が負担してください。
- ⑤ 指定管理者が新たに備品等を調達等する場合は、専用の備品台帳を作成するなど、市から貸与されたものと区別できるようにしてください。この場合の備品等の修繕については、指定管理者の自己の費用と責任において実施するものとします。
- ⑥ 指定期間が終了した際には、市又は市が指定する者に備品等を引き継がなければなりません。指定管理者が、自己の費用等で購入した備品等については、原則として、自己の責

任と費用において、撤去・撤収していただきますが、市と合意した場合は、市又は市が指定する者に引き継ぐことができます。

- ⑦ 指定管理者は、小平市調達の基本指針の趣旨に基づき、修繕等の際には、地域経済の活性化に寄与するため、市内事業者を優先して選定するよう努めてください。
- ⑧ 各種システムに関する機器については、別途、市と協議してください。
- ⑨ 車両を使用する場合は、指定管理者が調達し、車両の維持管理（公課費、車検費用、自賠責・任意保険、燃料費、消耗品等）や駐車スペース確保や駐車場代（小川駅西口再開発ビル内の月額駐車場代等は未定）は、指定管理者が行ってください。

（１０）業務実施に付随して指定管理者が行う事項等

- ① 指定管理者は、毎年度、市が指定する期日までに事業計画書・収支予算書・人員配置計画を提出し、市の承認を受けます。また、下表に掲げる報告を市に提出するとともに、月に１回、市と指定管理者で調整会議を行いますので、その際は業務責任者が必ず出席してください。

なお、対象施設の管理の適正を期するため、報告書に基づき、業務の経理状況等について確認を行うことがあります。確認の結果、業務の実施状況等を満たしていない場合は、業務の改善勧告を行うことがあります。

報告の種類	書 類 名	備 考
月例報告	・ 施設利用統計（利用者日計・月別表） ・ 施設使用料の集計 ・ 収入の実績（収支決算書） ・ 複写機、印刷機等の実費負担金の集計（釣銭の確認含む） ・ 備品・リース物品等の管理状況（変動時） ・ 修繕の実績報告書（発生時） ・ 相談等に関する記録書 ・ 利用者からの苦情とその対応状況（発生時） ・ 自主事業の実施状況（実施時） ・ 警備日誌	翌月１０日までに提出
上半期報告	・ 管理運営状況評価表	１０月１０日までに提出
年次報告	・ 事業報告書 ・ 施設利用統計（利用者年度計、前年度対比含む） ・ 収入の実績（収支決算書） ・ 施設使用料の集計 ・ 複写機、印刷機等の実費負担金の集計 ・ 備品・消耗品・リース物品等の管理状況 ・ 修繕の実績報告書 ・ 相談等に関する記録書 ・ 事故、苦情及び要望の件数とその内容、対応状況 ・ 自主事業の実施報告	事業年度終了後、６０日以内に提出
	・ 管理運営状況評価表 ・ 利用者アンケート	４月１０日までに提出
随時報告	・ 各機能における各種統計資料 ・ 国や東京都、他の地方自治体などの複合施設に関する調査依頼への回答	市の指定した期日までに提出
発生時報告	・ 事故等報告書	事故やトラブル等が発生した時

※年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を、市に提出しなければなりません。その他、市から資料提出を求められた場合は、必要な資料を提出していただきます。

- ② 指定管理者の決定を受けた者は、円滑な業務の執行と、正当かつ公平な利用の確保を図るため、指定管理を開始する日までに、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、実務や接遇等の必要な研修等を適宜実施してください。
- ③ 本業務の実施に際しては、業務責任者を定め、市へ報告をしてください。業務責任者は、他の業務員を指導監督するとともに、市との連絡調整に当たります。
- ④ 指定管理者が、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、手続条例第13条に基づき、その損害を市に賠償しなければなりません。
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。
- ⑥ 管理責任に係る保険等は、指定管理者が加入することになります。
- ⑦ 不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に必要措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするように努めなければなりません。また、不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、損害状況の確認を行った上で市と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとします。なお、不可抗力の発生により業務の一部を実施できなくなったことにより免れた費用分を指定管理料から減額できるものとします。

(11) 自主事業

指定管理業務の実施とは別に、市と指定管理者が協議し、その自主事業の具体的な計画提案を行い、本募集要項1(2)に記載している、複合施設の設置目的に資するような自主事業を企画・実施(施設の設置目的や機能を損なわず、公益性を担保する範囲内)してください。自主事業には指定管理料を充てることができません。なお、以下の事業は施設の一体的な運営等を踏まえて、実施してください。

①カフェ事業

指定管理者に決定後、同施設内にあるマガジンカフェにおける、カフェ事業の運営については、指定管理業務とは別に、自主事業として行ってください。なお、カフェ厨房における賃貸の月額賃料については、現段階では未定であり、後日金額は提示するものとします。また、カフェ厨房における光熱水費については、実費徴収として市にお支払いいただきます。詳細については、別途市と協議し決定するものとします。

3 指定管理業務以外の業務予定等

(1) オープン準備業務

指定管理者に決定後、令和8年8月(再開発組合から市への施設引渡し予定)までに行う必要がある準備業務について、市と指定管理者が協議し、指定管理業務とは別に、開設準備業務委託として以下例示する業務などを委託予定している為、提示する指定管理料には含めないでください。

※本項目については、指定管理の審査項目とはならないこととします。

例)

「図書館機能」

- ・現小川西町図書館から移転に伴う複合施設へ移管する書籍・資料の選別
- ・複合施設開館に向けての20,000冊の新規書籍・資料の選定及び購入
- ・複合施設へ移管する書籍・資料や新規購入する書籍・資料へのICタグ貼付 など

「貸部屋機能」

- ・定期利用団体などの登録団体における優先部屋利用に係る調整会議
- ・内覧会開催企画等業務 など

「男女共同参画機能」

- ・男女共同参画に関する情報（小平市独自の経歴含む）の収集
- ・現男女共同参画センターから移転に伴う複合施設へ移管する書籍・資料の選別
- ・複合施設へ移管する書籍・資料への図書館シール及びICタグ貼付 など

「市民活動支援機能」

- ・市民活動支援に関する情報（小平市独自の経歴含む）の収集
- ・現市民活動支援センターから移転に伴う複合施設へ移管する書籍・資料の選別
- ・複合施設へ移管する書籍・資料への図書館シール及びICタグ貼付 など

4 指定管理に係る基本事項

（１）情報管理

指定管理者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、自己の利益のために利用したり、不当な目的に利用できません。その職を退いた後も同様です。

（２）個人情報の保護

指定管理者は、業務を実施する際の個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、保護条例及び仕様書にある「個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書」で定める事項を守らなければなりません。

（３）指定管理業務の情報公開

小平市情報公開条例（平成13年条例第29号）第5条に基づき、本施設の管理に係る情報の公開請求がなされた場合、指定管理者は公開に関し必要な措置を講ずるよう努めていただきます。

（４）文書等の管理

指定管理者は、本施設の管理を行うに当たり作成し、又は取得した文書について、小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）及び小平市公文書管理規則（令和3年

規則第39号)に基づいて文書を管理する規程を作成し、適正に管理、保持しなければなりません。

(5) 管理人員

人員体制は、日中（午前9時から午後5時）は、施設内の機能が全般的に稼働する状況を保持することとし、夜間（午後5時から午後10時）は、部屋の貸出業務と、施設内における来館者の自主的な活動が滞りなく遂行されるための調整等を中心とした業務体制としてください。

施設長として、管理責任者を必ず1人置き、その他に、「施設管理運営・企画調整」の責任者（施設運営責任者）、「小川西町図書館」の責任者（図書館長）、「男女共同参画センター“ひらく”」の責任者（“ひらく”センター長）、「市民活動支援センター」の責任者（あすびあセンター長）を置いてください。なお、施設長は各責任者と兼ねることを妨げません。また、各責任者は他の責任者と兼ねることも妨げません。施設運営責任者は、機能を横断した調整や、機能を横断した事業の企画・運営等を行ってください。

(6) 収入

本施設における指定管理者の収入は、市が支払う指定管理業務委託料、印刷機・コピー機等の利用に係る経費(実費相当分を利用者から徴収)及び自主事業実施に係るものとします。

(7) 指定管理の期間

期間は、令和8年8月1日から令和13年3月31日までの4年8か月間とします。
なお、会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとなります。

(8) 指定管理費の対象経費等

① 基本事項

管理業務に関わる全ての経費は、市が支払う指定管理料のほか、事業収入（自主事業等による収入）等をもって充てるものとします。

② 市が支払う指定管理料の内容

指定管理料の上限額は、次のとおりとします。

応募者は、指定管理料の上限額の範囲内で必要な指定管理料を提案してください。市は、指定管理者を指定する際に、指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）に選定された者から提案された事業計画書及び予算収支計画書に基づき、協議の上、指定管理料の額を決定します。

なお、指定を受けた指定管理者は、手続条例に基づき協定を締結するものとなります。市は、協定を締結した指定管理者に対し、予算の範囲内で、指定管理料を支払います。また、指定管理料の支払時期及び支払方法等については、単年度ごとに年度協定にて定めるものとします。ただし、物価の変動等により、指定管理料の変更の必要性が生じた場合は、協議により決定するものとします。

指定管理料の上限額	210,000千円／年（消費税及び地方消費税を含む。）
-----------	-----------------------------

※複合施設の電気・上下水道料金について、令和10年度まで市で負担することから、上記の額に電気・上下水道料金は含まれないものとします。なお、令和11年度以降については、別途、市と指定管理者で協議するものとします。

※物価の変動等により経費の増減が発生した場合の責任及びリスク分担については、別紙3「市と指定管理者の責任及びリスク分担の区分表」に定めるとおりとします。

- ③ 管理業務に係る対象経費等
仕様書のとおり

- ④ 経費に関する協議

指定管理料は、市会計年度ごとに指定管理者から提出される事業計画書及び予算収支計画書を踏まえ、予算案編成過程や市議会による議決を経て、次年度の年度協定を締結する上で決定します。ただし、決定された指定管理料は、市の財政状況等により指定管理者が提出した事業計画書及び予算収支計画書の見積金額等と一致しないことがあります。

（9）協定の締結及び指定管理料

指定を受けた指定管理者は、手続条例に基づき協定を締結します。業務を実施するために必要な経費は指定管理者が応募の際に提示した経費などを基に指定管理料として市から指定管理者へ支払います。また、その支払時期及び支払方法等については、単年度ごとに年度協定で定めます。

（10）業務の一括委託の禁止

指定管理者業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは認められません。ただし、当該指定管理業務の一部の委託については、事前に市と協議のうえ、行うことができます。

（11）指定の取消し等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合は、地方自治法第244条の2第11項及び手続条例第11条第1項に基づき、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- ① 指定管理者が業務に際し、不正行為を行ったとき
- ② 指定管理者が市に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- ③ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- ④ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき
- ⑤ 指定管理者による管理運営業務の継続が困難になったと認められるとき
- ⑥ その他市が必要と認めるとき

また、指定管理者制度からの暴力団等を排除するため、別紙5「暴力団等排除に関する基本協定特約条項」を適用し、指定取消し等を行うことがあります。また、別紙6「小平

市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱（以下、「暴力団排除措置要綱」という。）」第4条で定める措置要件（以下、「措置要件」という。）に該当すると疑うに足りる場合には、警視庁への意見聴取を行うことがあります。また、警視庁が措置要件に該当する事実を把握したときは情報提供を受けることもあります。

なお、市の責めに帰すべき事由による指定管理者からの指定の取消しの申し出や、不可抗力の発生により業務の継続等が困難と判断した場合、協議による指定の取消し等を行うことがあります。

（12）指定終了時における措置等

指定期間の終了、指定の取消し等により指定管理者の指定が終了となる場合は、市又は市が指定する者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うとともに、必要なデータを遅滞なく提供しなければなりません。また、指定期間の終了までに、手続条例第12条の規定に基づき、指定開始日を基準として対象施設を現状に回復し管理物件を明け渡さなければなりません。明け渡しの際には、市の検査を受けるとともに、協定不適合を知ったときから起算して1年以内に種類、品質又は数量に関して協定の内容に適合しない状態が発見された場合は市の指定する期限までに補修していただきます。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前の指定の取り消しが行われた場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償することになります。

（13）協定不適合責任

- ① 市は、管理物件に対して、種類、品質又は数量に関して協定の内容に適合しない状態（以下「協定不適合」という。）があるときは、指定管理者に対して、その協定不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を請求することができます。ただし、指定管理者は市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができます。
- ② ①に規定する場合において、市は、同項に規定する履行の追完の請求に代え、又は履行の追完の請求とともに、損害賠償の請求及び本協定の解除をすることができます。
- ③ ①に規定する場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市はその不適合の程度に応じて指定管理料の減額を請求することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに指定管理料の減額を請求することができます。
 - ・履行の追完が不能であるとき。
 - ・指定管理者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ・管理物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ協定を締結した目的を達することができない場合において、指定管理者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - ・市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- ④ 履行の追完の請求、③に規定する指定管理料の減額の請求（以下「指定管理料減額請求」という。）、損害賠償の請求及び本協定の解除は、協定不適合（数量に関する協定不適合を除きます。次項について同様です。）が市の供した材料の性質又は市の与えた指図によ

って生じたものであるときは行うことができません。ただし、指定管理者が、その材料又は指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りではありません。

- ⑤ 市が協定不適合を知ったときから1年以内にその旨を指定管理者に通知しないときは、市は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、指定管理料減額請求、損害賠償の請求及び協定の解除をすることができません。ただし、指定管理者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではありません。

(14) その他

- ① 指定管理者は、協定を締結することで生じる権利又は義務を、事前に市に承諾を受けることなく、第三者に譲渡し、又は継承させることはできません。
- ② 指定管理者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければなりません。
- ③ 施設の利用許可に関して、暴力団の活動に利用される疑いがある場合、小平市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に基づき、市と協議のうえ、適正に事務処理をします。
- ④ 小平市監査委員による事務の監査が行われる際には、市からの書類提出等の求めに対し、誠実に対応してください。
- ⑤ 市と指定管理者間の請求、通知、申し出、承諾及び解除は、原則、書面により行います。
- ⑥ 利用者等からの苦情が発生した場合は、業務責任者が事態の収拾にあたり、誠意を持って対応してください。
- ⑦ 業務にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）の趣旨に基づき、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、また、廃棄にあたっては、資源の有効活用や適正処理を行ってください。

また、水、電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量の削減に努めるとともに、有害化学物質、廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に及ぼす事故を防止してください。

更に、本業務にあたって自動車を使用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、ディーゼル車規制に適合する自動車であること及び自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用としてください。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を市が求めた場合には、速やかに対応してください。環境に配慮した商品の購入を推進し、水、電気、ガス、ガソリン等のエネルギーの使用量等の削減に努めるなど、環境への配慮に留意してください。

- ⑧ 本業務に関する利用者等の意見と満足度を調査するため、毎年1回以上利用者等を対象とした利用者アンケートを実施していただきます。調査は次に掲げる項目を必須事項とし、その他、指定管理者側で必要と考えられる項目を調査していただきます。また、調査の結果とともに、改善すべき点及び実施済みの事項を年次報告時に市へ提出してください。なお、アンケート結果は公表してください。

・施設に対する感想及び要望

- ・ 接遇態度に関する要望及び感想
 - ・ 指定管理者が提案及び実施した事項に関する要望及び感想
- ⑨ 指定管理者は、毎年度 9 月末及び毎年度末の 2 回、自らの管理運営状況について、市が定める評価票により自己評価を行い、市へ提出していただきます。提出された評価票に基づき、管理運営状況について、市で総括的に評価を行い、毎年度終了後の評価についてホームページ等で公開します。
 - ⑩ 複合施設の管理運営から暴力団等を排除するため、指定管理者と下請人等との間で締結する契約に関して、別紙 7「暴力団等排除に関する特約条項」を適用します。
 - ⑪ 提出された指定管理者指定申請書等は、情報公開の対象となります。なお、情報公開の範囲については、市と指定管理者で協議の上、決定します。
 - ⑫ 主たる事務所の所在地又は代表者の変更を行った際は、遅滞なく市に届け出てください。
 - ⑬ 業務の実施に際して、市が、書類の受領や立会等を行うことで、指定管理者の責任にて行うべき業務の全部又は一部について責任を負担したものと解釈しないでください。
 - ⑭ 指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の金融機関口座を開設し、その適切な運用をしてください。
 - ⑮ 自動車、バイク、原動機付き自転車を使用し、又は利用する場合は、運転前後のアルコール検知を行い、酒気帯びの有無を確認してください。酒気帯びの有無については目視で行い、アルコール検知器を使用してください。

5 応募資格条件等

(1) 応募の制限

法人又はその代表者が、次に該当する場合は、応募者となることはできません。また、応募者は当該団体から直接又は間接に支援を受けることはできません。なお、協定締結までの期間に該当となった場合は、資格を喪失したものとします。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てを受けている場合。
- ② 当該法人又はその代表者の設立根拠法令等に規定する解散又は精算の手続きに入っている場合。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する場合。
- ④ 応募書類提出時点において、小平市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている場合。
- ⑤ 直近の 3 年間に於いて、法人税、本店所在地の法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある場合。
- ⑥ 当該法人又はその代表者が、市が指定管理者を指定しようとする日前 5 年以内において、小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱（平成 28 年 9 月 6 日制定）第 4 条に定める措置要件に該当する場合。

なお、小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱第 4 条の規定により、警視庁から市へ情報提供等が行われるときがある。

- ⑦ 小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号）第3条第2項に該当する場合。
- ⑧ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していない場合。
- ⑨ 労働基準監督署から是正勧告を受けている（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合は是正勧告を受けていないものとみなします。）場合。
- ⑩ 当該法人又はその代表者の責めに帰すべき事由により、市又はその他の地方公共団体から、2年以内に指定管理者の指定の取消を受けている場合。

（2）応募者の資格等

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができる法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）若しくは共同企業体とします。

- ① 単一の法人では業務を担えない場合には、適正に業務を遂行できる複数の法人で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）で応募することが可能です。
- ② グループで応募する場合は、代表法人（他の法人は構成法人となります）を定めてください。
- ③ 代表法人は、グループを代表し業務の遂行に責任を持たなければなりません。申込書等は代表法人が提出してください。
- ④ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- ⑤ 応募法人等は、法令等遵守し、本業務を遂行するために必要不可欠な資格を有していることとします。
- ⑥ 代表法人は、当該業務を遂行する責務を負うこととします。
- ⑦ 情報公開、個人情報の保護について市の施策に準じた措置を講じることができることとします。
- ⑧ 本市情報セキュリティポリシーに合意し、遵守できる体制であることとします。

※ 業務を遂行するために必要不可欠な資格等については、それを証明する書類を提出ください。本募集要項6（2）⑤を参照してください。

（3）応募における留意点

- ① 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ② 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ③ 選定委員会において、事業計画書等が選定された後では、自己都合による辞退はできません。
- ④ グループの構成法人の変更は、認められない場合があります。

6 応募の日程と手続

（1）日程

① 募集要項等の配布	令和7年4月8日（火）～4月24日（木）
② 募集説明会	令和7年5月8日（木）
③ 質疑の受付	令和7年5月8日（木）～5月15日（木）
④ 質疑の回答	令和7年5月30日（金）～
⑤ 申請期間	令和7年5月30日（金）～6月16日（月）
⑥ 審査の実施	令和7年7月3日（木）（予定）
⑦ 選定結果	令和7年7月上旬
⑧ 指定管理者の指定の議決	令和7年9月下旬（予定）
⑨ 協定書締結	令和8年8月1日（土）（予定）

（２）手続き

① 募集要項等の配布

小平市公式ホームページからダウンロードしてください。また、小平市地域振興部市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当窓口（市役所1階）でも配布いたします。（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

② 募集説明会

ア 日時 令和7年5月8日（木）午前10時～午前11時30分

イ 会場 小平市役所5階501会議室

ウ 参加人数 1団体1名まで。なお参加される団体数によっては、参加人数を変更させていただく場合があります。

エ 申込方法 令和7年5月2日（金）までに、別記様式「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、申込先まで電子メールにてご提出ください。

なお、電子メールの件名は、「【法人名】募集説明会の参加について」としてください。

オ 申込先 小平市地域振興部市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当

community@city.kodaira.lg.jp

カ 留意事項 募集説明会への参加は、応募にあたっての条件となります。

施設の予定地については、必要に応じて、個別に確認を行ってください。

③ 質疑及び回答

ア 質疑受付 募集説明会終了後、令和7年5月15日（木）午後5時までに、質疑の要旨を、小平市地域振興部市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当宛に電子メールにてお送りください。（別記様式「質問書」）なお、電話、ファクシミリ及び来庁による質問は、受付できません。

イ 提出先 小平市地域振興部市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当

community@city.kodaira.lg.jp

ウ 回答 令和7年5月30日（金）以降、質疑及び回答内容を、全て小平市公式ホームページに掲載します。

エ 留意事項 回答内容は個別に回答いたしません。小平市公式ホームページにて掲載された回答内容は、本要項と同等の効力が生じるものとします。小平市公式ホームページに掲載される内容は、公正性を保つため全ての質問（原則として原文とします。）及び回答となります。回答内容によっては、募集関係書類の追加又は修正を行う場合もあります。

④ 提出書類の受付

ア 受付期間 令和7年5月30日（金）から6月16日（月）午後5時まで

イ 受付時間 月曜日から金曜日（祝日を除きます。）午前9時から午後5時まで
※午後5時を過ぎての受付は、一切いたしません。

ウ 受付場所 小平市地域振興部市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当 窓口

※持参される際は、必ず市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当に持参される予定日時を連絡してください。

エ 提出書類 必要書類（本募集要項6（2）⑤及び⑥）を持参してください。

※郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出はできません。

⑤ 提出書類一覧表

以下の書類について、団体等の名称及び所在地の記載があるものを1部提出、団体名称及び所在地等の特定する情報の記載がないものを別に5部提出願います。

項番	書 類 名	団体等の名称、所在地の記載があるもの	団体等の名称、所在地の記載がないもの
1	指定管理者指定申請書（指定様式）	○	
2	定款、規約、その他これらに類するもの	○	
3	法人登記簿謄本（提出日の3か月以内に発行されたもの）	○	
4	過去3か年分の決算報告書又は決算見込を説明する書類（様式任意）	○	○
5	団体等が課税されているもの全てについて、税の未納がないことを証明する書類（いずれも提出日の3か月以内に発行されたもの） ① 法人税納税証明書 又は申告所得納税証明書 ② 消費税及び地方消費税納税証明書 ③ 法人事業税納税証明書 ④ 法人都民税納税証明書及び法人市民税納税証明書 ※非課税のため納税証明書が取得できない場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を提出してください。	○	
6	事業計画書（指定様式）	○	○
7	収支計画書（指定様式）	○	○
8	暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書（指定様式）	○ （代表者の署名・押印）	
9	その他市長が定める書類	○	

⑥ その他市長が定める書類

以下の書類については、団体等で該当するものがあれば提出してください。

- ア 同類又は類似施設の管理運営実績が確認できる契約書及び内訳書の写し
- イ ISO9001の取得を証明できる書類の写し
- ウ ISO14001の取得、又はエコアクション21等への登録を証明できる書類の写し
- エ 募集開始日現在に事業所における太陽光発電設備の設置状況、自家消費用であることが分かる書類の写し（契約書等）
- オ 小平市内における本店や支店等の事業所の位置を確認できる書類
- カ 募集開始日現在に市との災害時の応援等に係る協定の有無が確認できる書類の写し
- キ 募集開始日の属する年度の前年4月1日から募集開始日までの間に、災害協定に基づく活動（市が実施する総合防災訓練への参加を含む。）を証明できる書類の写し（「災害活動等実績申告書」（指定様式）等）
- ク 小平市内における3年以上の継続している無償の地域社会貢献のためのボランティア活動を証明できる書類の写し（「ボランティア活動実績申告書」（指定様式）等）
- ケ 3年以上の継続している地域社会への貢献活動を証明できる書類の写し（「地域社会への貢献活動実績申告書」（指定様式）等）
- コ 過去3年間の、従業員の育児休業・介護休暇、それに伴う短時間勤務制度取得、または1年以上のひとり親家庭等の継続雇用を支援する施策の取得等を証明できる書類の写し（取得者名簿、継続雇用者の名簿等）
- サ 労務単価が証明できる書類（「労務単価申告書」（指定様式）等）
- シ 障がい者雇用（3年以上の雇用継続が条件）を証明できる書類の写し（雇用者名簿等）
- ス 募集開始日の属する年度の前年4月1日から募集開始日までの間に、市内の障がい者就労施設等から10万円以上の調達の実績を証明できる書類の写し（領収書等）
- セ 高齢者雇用（再雇用を含み、役員を除く。65歳を迎えてから3年以上の雇用継続が条件）を証明できる書類の写し（雇用者名簿等）
- ソ 当該業務における労働者の市民割合が20%を超える場合、事業計画書（人員計画）に記載すること。
- タ 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定を取得したことを証明できる書類の写し。義務のない場合は、行動計画の策定・届け出をしたことが分かる書類の写し。
- チ 東日本大震災以降に発生した大規模災害（災害救助法の適用のあるもの）による離職者又は被災した新卒者で内定取り消しなどにより休職中のものを雇用したことを確認できる書類の写し（り災証明書及び健康保険証等、証明できる書類）

7 指定管理者候補者の選定等

（1）資格審査

次に該当する応募は、失格とします。

- ① 指定管理者指定申請書等、必要書類の不備や提出期間を過ぎて提出したもの
- ② 資格要件（本募集要項5及び手続条例第3条第2項）を欠く団体等
- ③ 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ④ 提案の内容が、本募集要項等で市が提示した事項を満たしていないもの

- ⑤ 提出書類が郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出されたもの
- ⑥ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 選定委員会による選定

指定管理者選定委員会が、別紙８－１～８－６にある審査項目、審査の視点等に基づき、提出書類の内容審査及び面接審査を行い、「評価基準」による評価・評点を行います。

なお、面接審査に際して、追加資料の提出はできません。

匿名での審査となりますので、服装、持ち物、プレゼンテーション内容及び質疑応答内容から団体名等が特定できないようご注意ください。

指定管理者選定委員会の実施日時は、令和７年７月３日（木）を予定しています。時間については別途通知します。

(3) 選定結果の通知

審査の結果、対象施設の指定管理者として最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定します。

選定結果については、面接審査の全参加者へ書面にて通知します。また、後日市公式ホームページにおいて公表します。

ただし、いずれの応募団体も一定の基準に達しない場合、候補者が選定されない場合があります。

8 指定管理者候補者の選定後の手続等

(1) 市議会の議決

指定管理者候補者の選定後、指定に係る議案を市議会に提出し、市議会の議決を受けます。ただし、議決を受けるまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときには、指定管理者候補者の選定を取り消すことがあります。

なお、議決を受けることができなかった場合においても、指定管理者候補者が支出した費用等については、補償はいたしません。

(2) 協定の締結

協定締結日は、令和８年８月１日（予定）です。

9 申請にあたっての留意事項

(1) 接触の禁止

選定委員会委員に対し接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(2) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(4) 費用負担

申請に関して必要となる費用は、団体等の負担とします。

(5) 提出書類の取扱い・著作権

市が提示する書類及び設計図書の著作権は市及び設計者に帰属し、団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、今回提出された資料については、審査後に情報公開の対象とさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(6) 追加書類の提出

市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

10 問合せ

小平市地域振興部市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当

〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地

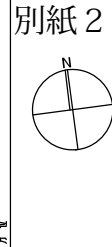
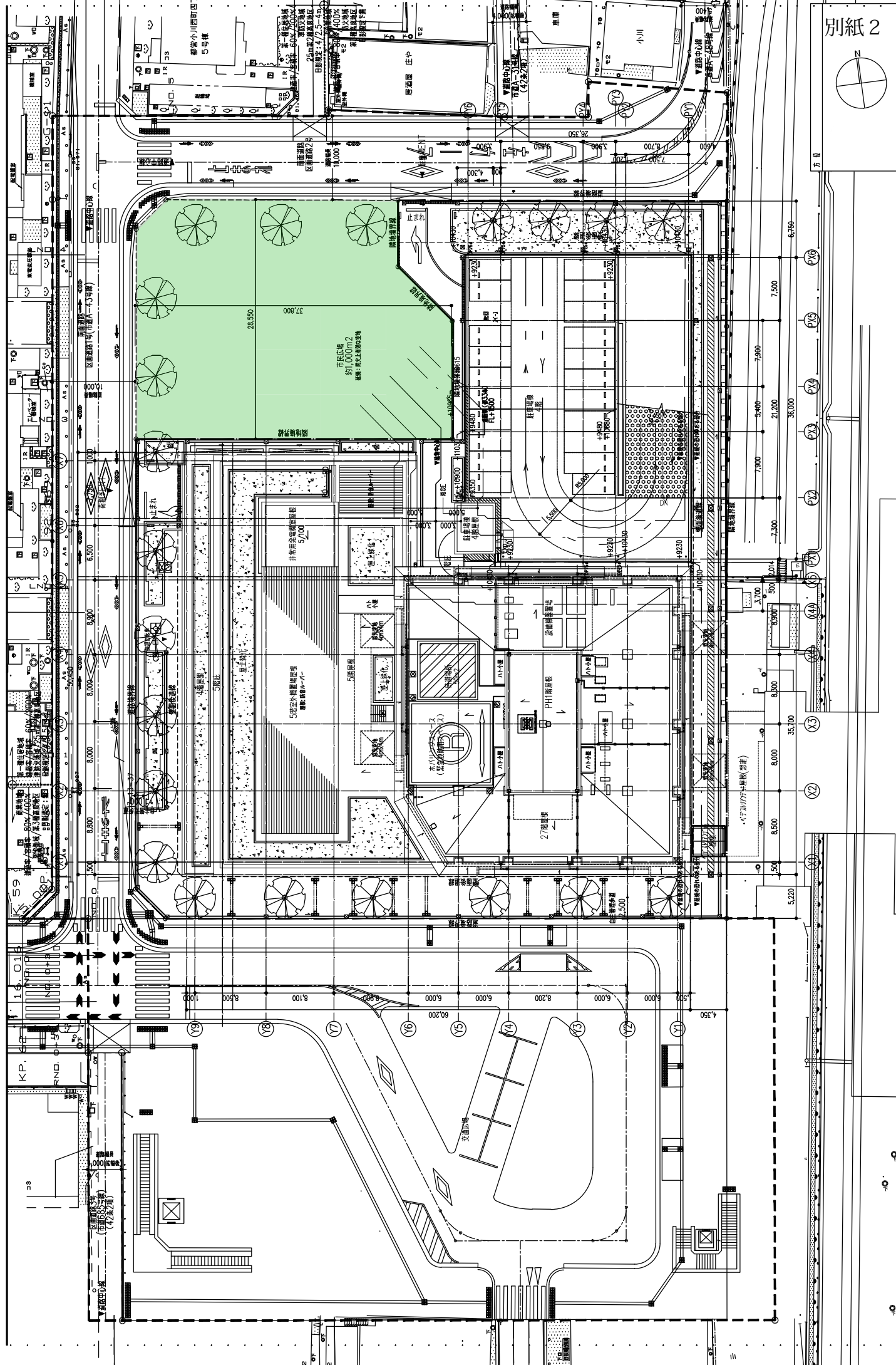
電 話 042 (346) 9532 (直通)

FAX 042 (346) 9575

メールアドレス community@city.kodaira.lg.jp

用語の定義

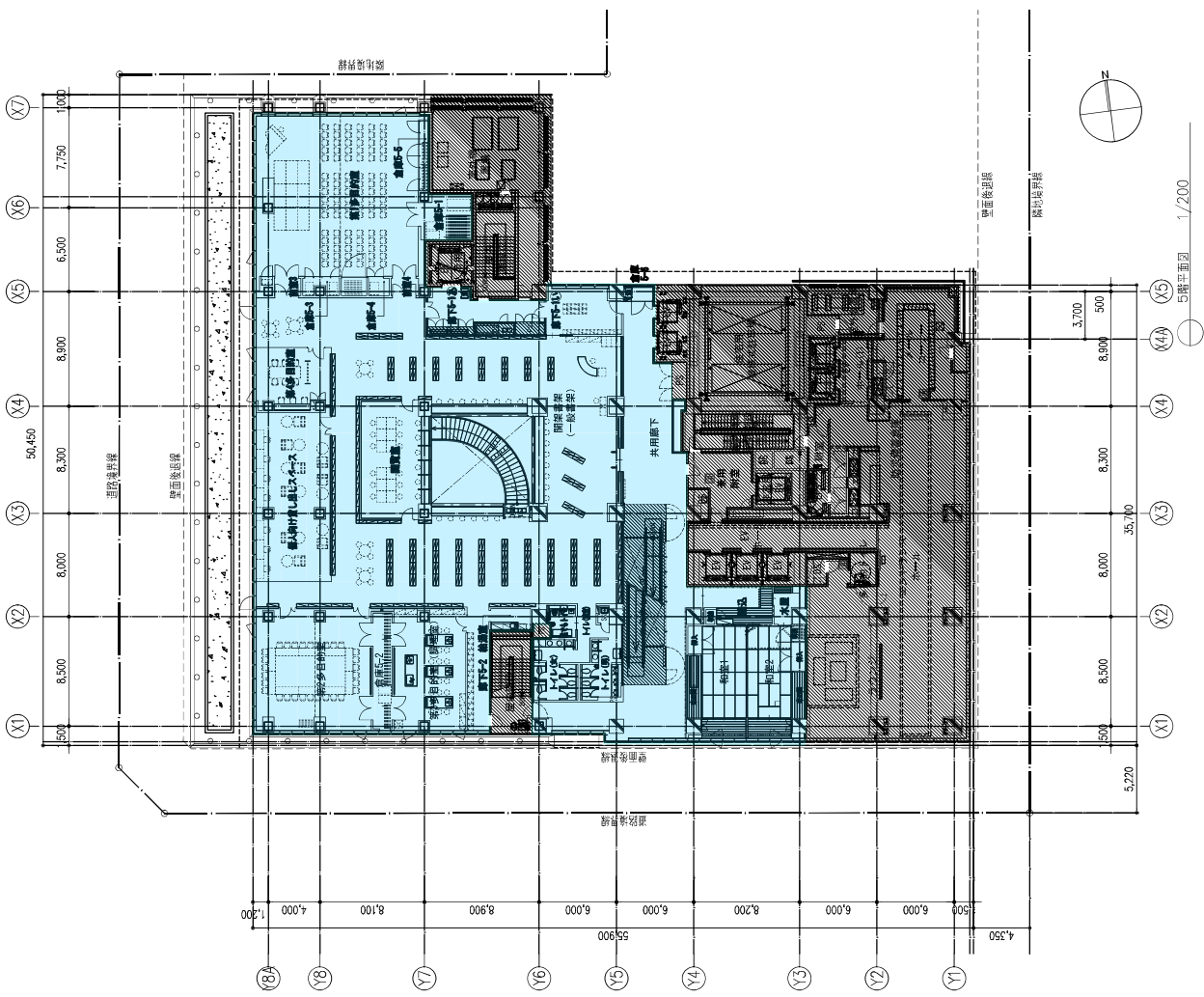
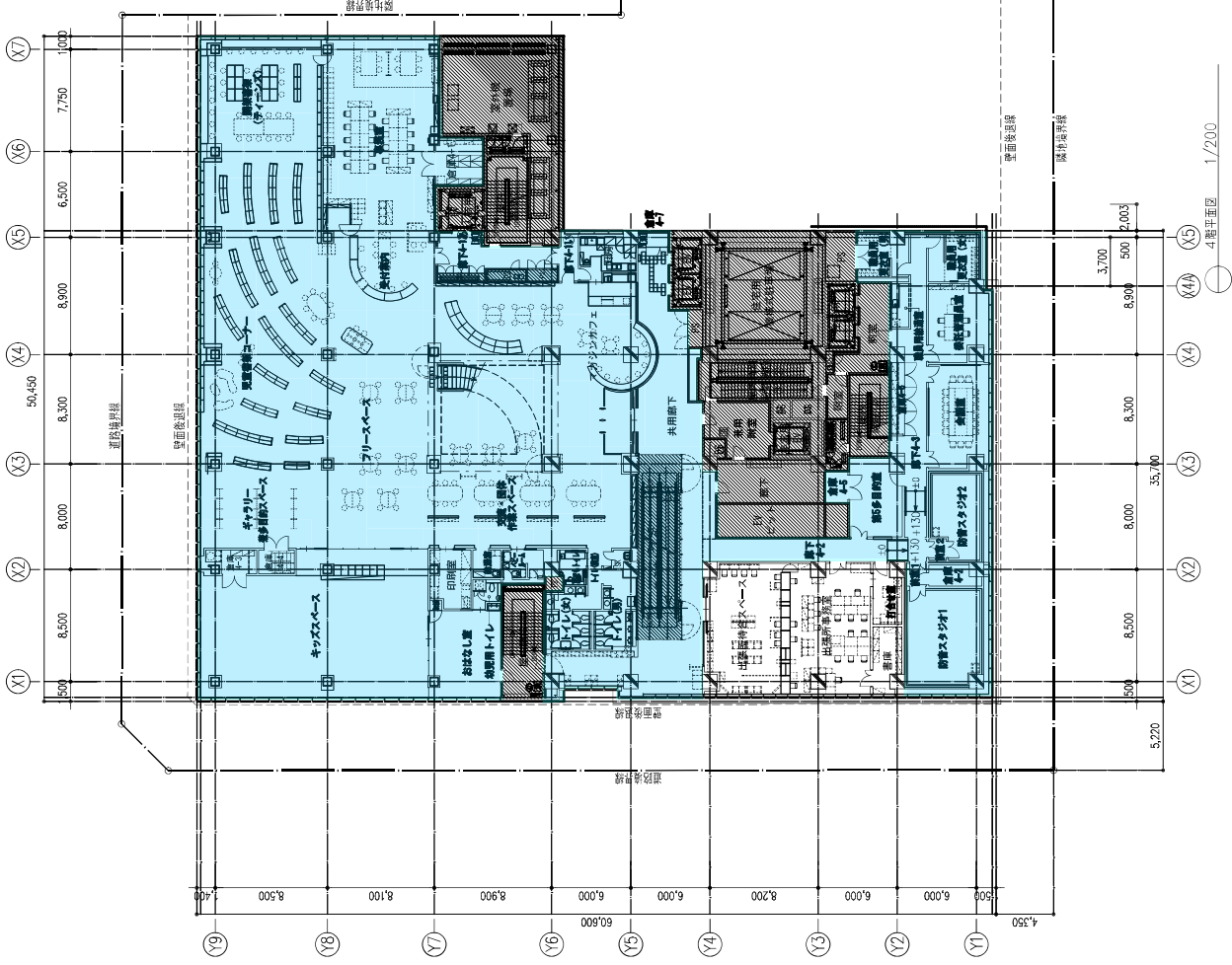
- 1 「指定管理料」とは、小平市が指定管理者に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。
- 2 「自主事業」とは、本募集要項にいう業務の範囲以外の業務で、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。
- 3 「事業計画書」とは、小平市小川駅西口複合施設指定管理の応募にあたり、応募者が提出した指定管理業務に係る事業計画書等のことをいう。
- 4 「予算収支計画書」とは、応募者が小平市小川駅西口複合施設指定管理の指定管理を行うに当たり年間及び四半期ごとの指定管理業務の予算執行に係る計画書のことをいう。
- 5 「年度協定」とは、基本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- 6 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、異常降雪、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他小平市及び指定管理者の責めに帰すことが出来ない事由をいう。
- 7 「法令」とは、全ての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規程をいう。
- 8 「暴力団等」とは、暴力団等排除措置要綱第2条に規定する暴力団等をいう。
- 9 「下請負人等」とは、暴力団等排除措置要綱第2条第1項第9号に規定する下請負人等をいう。

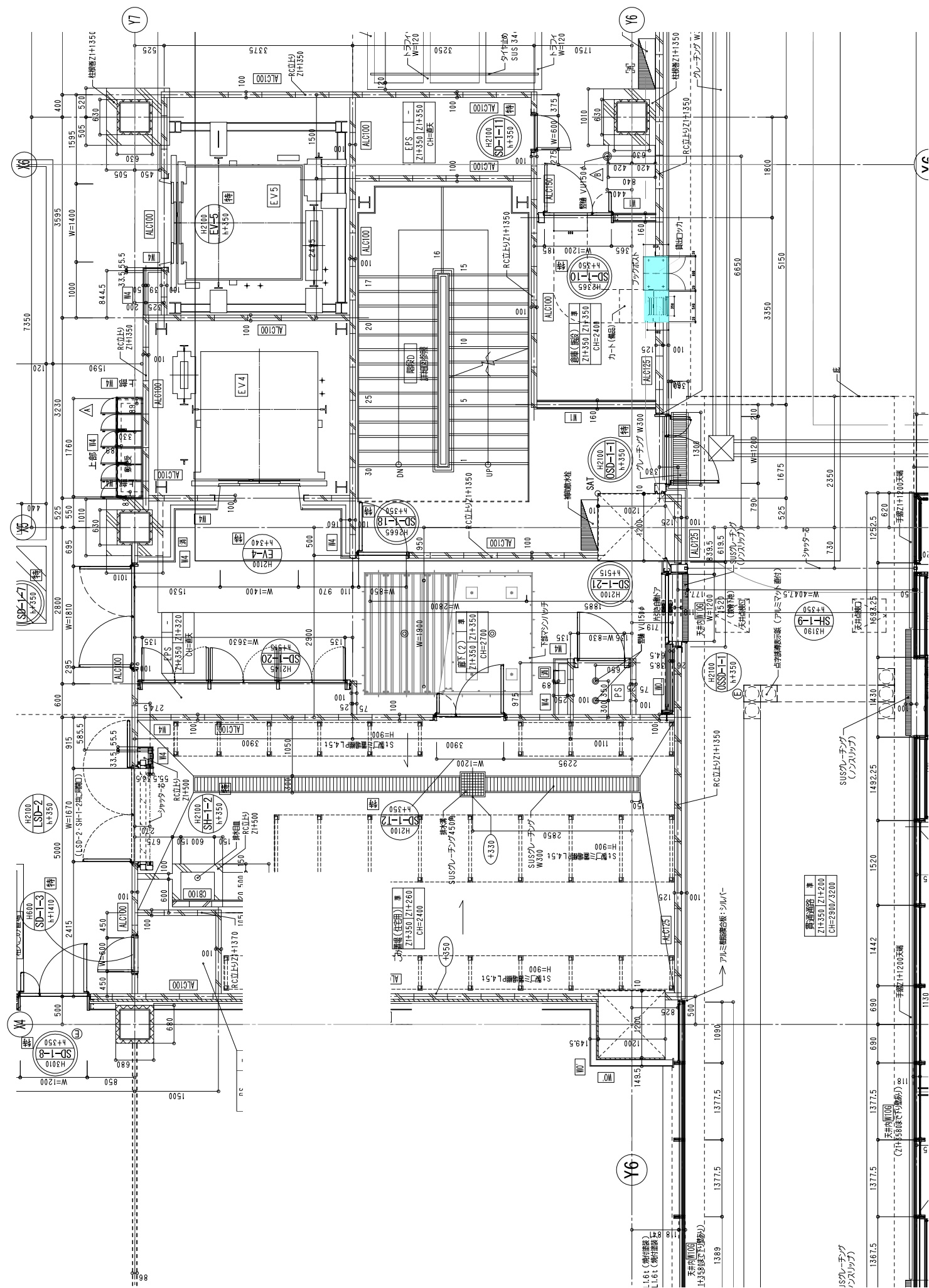


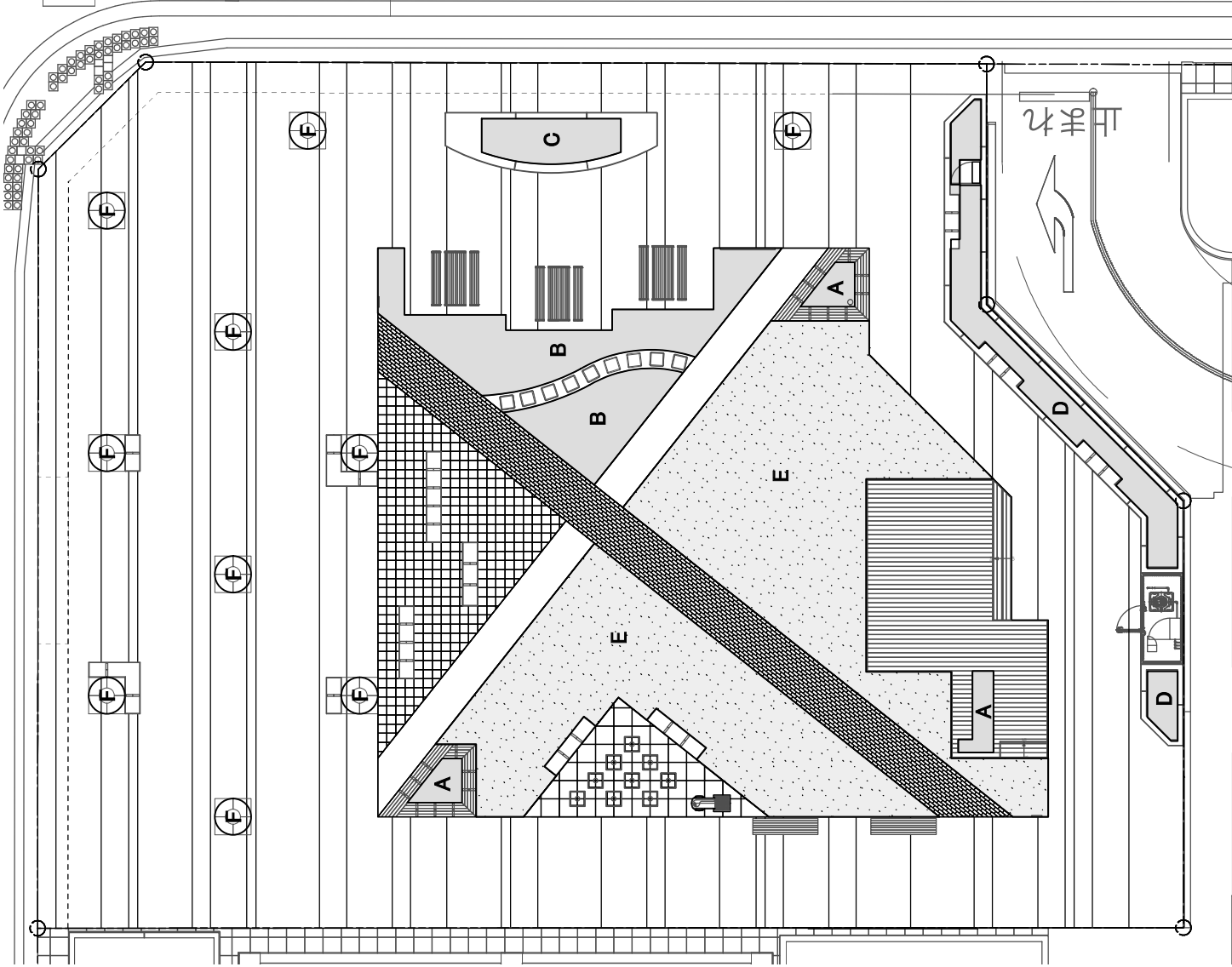
別紙 2

小川駅

※敷地の位置形状、南北、周辺図は令和2年度測量図もとに作成しています。







■ 中低木・地被植物植栽リスト

記号	樹種	形状・寸法	単位	数量	特記
A	地蔵	5号	株	20	客土: 品質保±1000 マルチング: マルチペーパー100
B	中木				
C	低木				
D	低木				
E	芝生				
F	高木用客土				

- 基本仕様
- ・工事品質検査時に監督員の指示する書式に従い、仕様書に添付する。
- 植栽工事
- ・植栽工事は一年以内に行われ、苗木、客土、地蔵の品質を、前記の表に添付する。
- ・植栽工事は完了後、監督員の現場立会い検査を受ける。
- ・ただし、植栽、管理、灌漑、排水、火災、騒音、振動等の天災等により、苗木、客土、地蔵等は、この限りではない。

高木→



シマトネリコ株立
'サユメ'



タブノキ



タイサンボク
'リトルジェム'



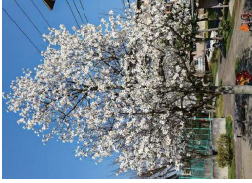
ソヨゴ株立
'ハラシマ'



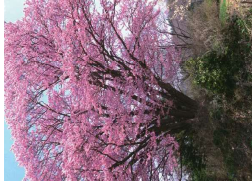
常緑ヤマボウシ
'イエローベ이지'



ケヤキ



コブシ



オオサンマザクラ



イロハモミジ株立



アオハダ株立



アカシズ株立



マダノリア
'ワダスメモリー'



アオダモ株立



イナシデ株立

中木→



ガマズミ



ニホンシシャクナゲ



ホノバヒライギナンテン



ガクアジサイ



ウツギ

低木→



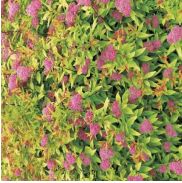
コムラサキシキブ



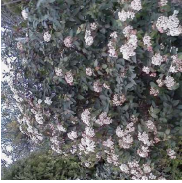
矮性トキワマンサク



ユキヤナギ



シモツケ
'オーレア'



ヴィバーナム・テイサス

地被→



カレックス・オシメンス
'エバーライム'



カレックス・オシメンス
'エヴァルディ'



フィリツツギ



カレックス・オシメンス
'エヴァリロ'



ヤブラン
'ロイヤルパープル'

芝生



セントオーガスチングラス

市と指定管理者の責任及びリスク分担の区分表

種類		内 容	負担者	
			甲	乙
不可 抗 力	暴風雨、豪雨、洪水、地震、落盤等の天災	左記の事由により甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない自然又は人為的な現象に伴う、施設、設備の修復による経費の増	○	
	火災等			
	騒乱・暴動等			
	その他			
社 会 事 象	物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増	協議により定める	
	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	税制度の変更	一般的な税制変更(消費税を除く)		○
		消費税の変更	○	
	法令の変更	施設管理、運営に大幅に影響を及ぼす法令変更	協議により定める	
施設の管理、運営に係る一般的な法令変更による経費増			○	
施 設 ・ 設 備	損傷・修繕・改修等	乙の責めに帰すべき事由(故意または過失)によるもの		○
		1件につき130万円(消費税額及び地方消費税を含む)以上のもの	○	
		1件につき130万円(消費税額及び地方消費税を含む)未満のもの		○
		施設・設備の設計・構造上の原因によるもの	○	
	資料等の損傷	乙としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		上記以外の事由によるもの	○	
備 品 等	修繕	乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
		甲の備品等修繕で、1件につき130万円(消費税額及び地方消費税額を含む)以上のもの	○	
		甲の備品等修繕で、1件につき130万円(消費税額及び地方消費税額を含む)未満のもの		○
		乙の備品等修繕		○
管 理 運 営	施錠管理等(セキュリティ)	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
	利用者等の個人情報 の外部への流出	乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
		甲の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	周辺地域・ 住民への対応	地域との協調		○
		指定管理業務の内容に対する住民及び利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
		上記以外	○	
	第三者への 賠償	乙が行う業務に起因する事故等に関するもの		○
上記以外のもの		○		
そ の 他	事業終了時等の費用	指定管理期間が満了した場合または期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※ ただし、本表に定める事項で疑義がある場合または本表にさだめのないものについては、市と指定管理者が協議の上決定します。

管理物件及び備品等一覧

(1) 管理施設

名称	小川駅西口複合施設		
所在地	小平市小川西町4丁目16番1号		
延床面積	3,352.08 m ² (施設部分)	999.55 m ² ((仮称) 小川にぎわい広場)	

(2) 管理物品 (備品等)

別添 資料「小平市小川駅西口複合施設指定管理業務仕様書(案)」内、2(2)複合施設の施設構成における「主な備品等」参照

※詳細については選定後、別途一覧を作成のうえ、市と指定管理者にて協議・現物確認する。

暴力団等排除に関する基本協定特約条項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、暴力団等排除の重要性について十分な認識を持ち、管理業務等の実施に当たっては、小平市暴力団排除条例（平成24年条例第19号。以下「条例」という。）、小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱（平成28年9月6日制定。以下「要綱」という。）その他の関係規程の内容を理解、遵守し、必要な措置を講ずるものとする。

(暴力団等排除措置について)

第2条 市は、指定管理者が要綱第4条各号に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する場合において、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条に基づく意見陳述など必要な手続を経た上で、指定管理者の指定の取消しが適当であると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づく指定管理者の指定の取消し（以下「指定取消し」という。）を行うものとする。

2 市は、前項の場合において、指定取消しを行わないときは、必要に応じ、地方自治法第244条の2第11項の規定による期間を定めた管理業務の全部若しくは一部の停止の命令（以下「業務停止」という。）を行うものとする。

3 市は、前項の場合において、業務停止を行わないときは、要綱第4条の規定による警視庁の意見及び要綱の趣旨に照らし、その程度に応じ、次に掲げる措置を行うものとする。

(1) 暴力団等排除措置に関する勧告書（要綱別記様式第2号）による勧告

(2) 口頭又は文書による注意喚起

4 市は、前項第1号に掲げる措置（以下「勧告措置」という。）を行った場合において、指定管理者が相当の期間を経過してもなお是正の措置を講じていないと認めるとき又は勧告措置を受けた日の翌日から起算して1年以内に再度勧告措置に該当する事由があったときは、指定管理者に対して、指定取消し又は業務停止（以下「指定取消し等」という。）を行うものとする。

5 市は、第3項第2号に掲げる措置（以下「注意喚起」という。）を行った場合において、指定管理者が注意喚起を受けた日の翌日から起算して1年以内に再度注意喚起に該当する事由があったときは、指定管理者に対して、指定取消し等又は勧告措置を行うものとする。

6 指定管理者が指定取消し等を受けた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は一切賠償の責を負わない。

7 指定管理者は、措置要件に該当するものを、下請負人等（管理業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者（順次にされる委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託におけ

る下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。)をいう。以下同じ。)の相手方としてはならない。

また、指定期間中に下請負人等が、措置要件に該当することが判明したときは、市は指定管理者に対し、下請負人等との契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じて、市は一切賠償の責を負わない。

8 前項の規定により下請負人等との契約の解除その他必要な措置を講ずることを市が求めたにもかかわらず、指定管理者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、指定取消しを行うものとする。

9 前項の規定において指定取消しを行わないときは、第2項及び第3項の規定を準用する。

10 前各項に定めるもののほか、指定取消し等に伴う措置等については、基本協定の関係規定を準用するものとする。

11 指定管理者は、指定管理者が措置要件に該当すると思料される情報を市又は警視庁が入手した場合は、市が指定管理者に関する情報を警視庁に提供し、又は市が警視庁から情報提供を受けることについて同意するものとする。

(不当介入等に関する報告・届出)

第3条 指定管理者は、暴力団等による管理業務等の妨害行為、不当要求その他の介入行為(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、速やかに市への報告及び警察へ届出を行わなければならない。

2 指定管理者は、下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに指定管理者への報告及び警察への届出を行うよう指導しなければならない。

3 指定管理者は、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに市への報告を行わなければならない。

4 前各項の報告又は届出を正当な理由なく怠った場合には、指定取消しを行うものとする。

5 前項の規定において指定取消しを行わないときは、第2条第2項及び第3項の規定を準用する。

(共同企業体への準用)

第4条 前2条の規定は、指定管理者又は下請負人等が共同企業体(複数の団体が同一の目的をもって形成する事業組織体をいう。)である場合において、当該共同企業体を構成する団体について準用する。

(要綱の変更等)

第5条 条例の改正があった場合又は市が要綱を変更した場合、変更後の条例又は要綱に

係る本協議書の内容を、変更後の条例又は要綱の内容に読み替えるものとする。この場合、市は指定管理者に対し、変更後の条例又は要綱の写しを提出するものとする。

○小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱

平成28年9月6日

事務執行規程

改正 平成30年4月1日事務執行規程

令和4年4月1日事務執行規程

令和5年7月11日事務執行規程

(趣旨)

第1条 この要綱は、小平市（以下「市」という。）における指定管理者の指定及び管理業務等から暴力団等の介入を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 指定管理者の指定 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定をいう。

(2) 管理業務等 次に掲げる業務をいう。

ア 公の施設の管理に関し定める市の条例の規定による当該公の施設の管理の業務

イ 指定管理者が、あらかじめ市の承認を得て、自らの責任と費用により当該公の施設で実施する自主事業

(3) 暴力団 小平市暴力団排除条例（平成24年条例第19号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。

(4) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。

(5) 暴力団等 暴力団及び条例第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。

(6) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(7) 申請団体 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）をいう。

(8) 候補者 申請団体の中から指定管理者となるべき団体として選定された団体をいう。

(9) 下請負人等 管理業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者（順次にされる委託又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託における下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。）をいう。

(10) 対策委員会 第12条第1項に規定する小平市指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等排除対策委員会をいう。

(11) 基本協定 公の施設の管理に関し指定期間を通した包括的な項目を定めるため、市と指定管理者との間で締結する協定をいう。

(警視庁との合意書の締結)

第3条 市は、第1条に規定する措置の正確性を期するため、警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課（以下「警視庁」という。）との間において、指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等の介入の排除に係る事項を定めた合意書を締結するものとする。

(指定管理者制度からの暴力団等の排除)

第4条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、警視庁からの情報提供等により指定管理者等（指定管理者、申請団体、候補者又は下請負人等をいう。）が次の各号に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当すると認めた場合は、対策委員会の審議を経て、当該指定管理者等に次条から第9条までに規定する措置を適用する旨の決定（以下「排除措置」という。）を行うものとする。ただし、対策委員会の審議が必要ないとし市長等が認めるときは、当該審議を経ないで排除措置を行うことができる。

- (1) 暴力団員等をその役員等としていること又は暴力団若しくは暴力団員等にその経営を実質的に支配されていること。
- (2) 職業の種類、雇用契約の形態等によらず、暴力団員であると知りながら暴力団員を雇用すること。
- (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団又は暴力団員等を利用し次に掲げる行為を行うこと（役員等又は使用人がそれに相当する行為を行った場合も同様とする。）。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて市の信用を毀損し、又は市の業務を妨害する行為

オ その他アからエまでに準ずる行為

- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を提供する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団若しくは暴力団員等に関与すること（役員等又は使用人がこれらに相当する行為を行った場合も同様とする。）。

- (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること（役員等又は使用

人がこれに相当する状態にある場合も同様とする。) 。

(6) 下請負人等が前各号のいずれかに該当するものであると知りながら、当該下請負人等との契約（以下「下請契約等」という。）を締結すること。

(7) 第7条第3項第1号の規定による勧告措置又は同項第2号の規定による注意喚起を受けた日から1年以内に、再度勧告措置又は注意喚起を受けること。

（選定時における条件の明示等）

第5条 市長等は、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するとき又は公募によらないで指定管理者となるべき団体を選定しようとするときは、当該指定管理者を指定しようとする日前5年以内において措置要件に該当しないものであることを、申請団体の条件とするものとする。

2 前項の場合において、市長等は、募集要項等に次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 前条の規定による警視庁からの情報提供等が行われる場合がある旨

(2) 前項に規定する指定申請を行うことができる団体の条件

(3) この条から第9条までに規定する措置に関する内容

3 市長等は、申請団体に対して、暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書（別記様式第1号。次項において「確約書」という。）の提出を求めるものとする。

4 市長等は、前項の提出を受けた確約書について、基本協定と合わせ、これを保存するものとする。

5 市長等は、第1項に規定する条件を満たさない申請団体について、指定管理者となるべき団体として選定しないものとする。

（指定管理者の選定からの排除措置）

第6条 市長等は、候補者が前条第1項に規定する条件を満たしていないことが判明したときは、当該候補者を指定管理者の選定における資格がないものと決定するものとする。

（指定管理者に係る排除措置）

第7条 市長等は、指定管理者について、第5条第1項に規定する条件を満たしていないことが判明した場合又はその指定の期間中に措置要件に該当することが判明した場合において、指定管理者の指定の取消しが適当であると認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定による取消し（以下この条において「指定取消し」という。）を行うものとする。

2 市長等は、前項の場合において、指定取消しを行わないときは、必要に応じ、地方自治法第244条の2第11項の規定による期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停

止の命令（以下この条において「業務停止」という。）を行うものとする。

- 3 市長等は、前項の場合において、業務停止を行わないときは、第4条の規定による警視庁からの情報提供等及びこの要綱の趣旨に照らし、その程度に応じ、次に掲げる措置を行うものとする。

（1）暴力団等排除措置に関する勧告書（別記様式第2号）による勧告

（2）口頭又は文書による注意喚起

- 4 市長等は、排除措置及び排除措置に係る事務を円滑に行うことができるよう、基本協定に必要な事項を定めるものとする。

- 5 市長等は、指定取消し又は業務停止を行った場合には、小平市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号）第11条第3項の規定によりその旨を告示するとともに、警視庁に指定取消し又は業務停止の内容を通知するものとし、第3項の規定により勧告又は注意喚起を行った場合には、その旨を警視庁に通知するものとする。

- 6 市長等は、指定取消しを行わなかった場合には、その理由を付して警視庁に通知するものとする。

（下請負人等に係る排除措置等）

第8条 市長等は、措置要件に該当するものが下請負人等となることを認めないものとする。

- 2 市長等は、下請負人等が措置要件に該当することが判明したときは、契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう指定管理者に対して求めるものとする。

- 3 市長等は、指定管理者が下請負人等と契約を締結する場合は、当該下請負人等が措置要件に該当すると認められる場合には当該契約の解除その他の必要な措置を講ずることができるよう、契約書に下請負人等が暴力団等でないことに関する事項その他必要な事項を定めるように、当該指定管理者に求めるものとする。

- 4 市長等は、下請負人等が措置要件に該当し、市長等が下請契約等の解除その他の必要な措置を講ずることを指定管理者に求めたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したときは、当該指定管理者に対して指定取消しを行うものとする。

- 5 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の場合において指定取消しを行わないときに準用する。

（不当介入等に係る措置）

第9条 市長等は、指定管理者が暴力団等による管理業務等の妨害行為、不当要求その他の介入行為（以下この条において「不当介入等」という。）を受けたときは、当該指定管理

者に対して、速やかに報告を行うよう求めるとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。

- 2 市長等は、指定管理者が直接又は間接に指揮、監督等を行うべき下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該指定管理者に対して、当該下請負人等が当該指定管理者に対し報告を行うとともに、警察へ届け出るよう指導するよう求めるものとする。
- 3 市長等は、指定管理者又は下請負人等が不当介入等を受け、管理業務等の全部又は一部の実施ができなくなったときは、指定管理者と協議の上、管理業務等の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長等は、指定管理者又は下請負人等が不当介入等を受けた場合において、当該指定管理者が正当な理由がなく市への報告若しくは警察への届出又は下請負人等に対する指導を怠ったときは、当該指定管理者に対して指定取消しを行うものとする。
- 5 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の場合において指定取消しを行わないときに準用する。

(共同企業体への準用)

第10条 第4条から前条までの規定は、指定管理者又は下請負人等が共同企業体(複数の団体が同一の目的をもって形成する事業組織体をいう。)である場合において、当該共同企業体を構成する団体について準用する。

(不当要求行為に係る支援の要請)

第11条 市長等は、指定管理者の指定、管理業務等その他の指定管理者に係る業務の実施に当たって、市、教育委員会又はそれらの職員が条例第6条に規定する不当な要求行為を受けたときは、警察に対し支援を要請するものとする。

(小平市指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等排除対策委員会)

第12条 指定管理者の指定及び管理業務等から暴力団等を排除するために必要な事項を審議するため、小平市指定管理者の指定及び管理業務等からの暴力団等排除対策委員会を設置する。

2 対策委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 排除措置に関すること。

(2) その他暴力団等を排除するために必要な事項

3 対策委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、副市長をもって充てる。

5 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画政策部長
- (2) 企画政策部財務担当部長
- (3) 総務部長
- (4) 総務部危機管理担当部長
- (5) 環境部長
- (6) 都市開発部都市建設担当部長
- (7) 教育部長
- (8) 当該施設の主管部長

8 前項各号に掲げる者のほか、対策委員会に臨時の委員を置くことができる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

10 対策委員会は、委員長が招集する。

11 対策委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

12 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

13 対策委員会の会議は、非公開とする。

14 対策委員会の庶務は、企画政策部公共施設マネジメント課において処理する。

(庁内連絡窓口)

第13条 第3条及び第4条に規定する合意書の締結、情報提供等その他この要綱に基づく通知等の手続（第11条の規定による支援の要請を除く。）については、企画政策部公共施設マネジメント課を通じて処理するものとする。

(関係機関との連携等)

第14条 市長等は、この要綱の運用に当たっては、警察その他関係機関との密接な連携の下に行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、企画政策部財務担当部長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

（表）

暴力団等でないことに関する表明・確約書兼同意書

宛て

1 当団体は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・確約くします・しません。

(1) 暴力団員等をその役員等としていること又は暴力団若しくは暴力団員等にその経営を実質的に支配されていること。

(2) 職業の種類、雇用契約の形態等によらず、暴力団員であると知りながら暴力団員を雇用すること。

(3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団又は暴力団員等を利用し次に掲げる行為を行うこと（役員等又は使用人がそれに相当する行為を行った場合も同様とする。）。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて小平市の信用を毀損し、又は小平市の業務を妨害する行為

オ その他アからエまでに準ずる行為

(4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を提供する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団若しくは暴力団員等に関与すること（役員等又は使用人がこれらに相当する行為を行った場合も同様とする。）。

(5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること（役員等又は使用人がこれに相当する状態にある場合も同様とする。）。

(裏)

2 当団体は、現在又は将来にわたって、管理業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者（順次にされる委託又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託における下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。）が前項各号のいずれかに該当することを知りながら下請契約等を締結しないことを表明・確約<します・しません>。

※ 下請契約等を予定していない場合については「します」を丸で囲んでください。

3 当団体は、当団体が小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団排除措置要綱第4条各号に定める措置要件に該当するものと思料される情報を市が入手したときには、市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）から警視庁に対し意見聴取を行うことに同意<します・しません>。

4 当団体は、当団体と暴力団、暴力団員等又は第1項各号に該当するものとの関与の事実について、市長等が警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課から情報の提供を受けることに同意<します・しません>。

5 当団体は、前2項の意見聴取又は情報提供等により、第1項又は第2項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽の申告又は事実と異なる申告であることが判明した場合には、催告なく候補者の選定の取消し、指定管理者の指定の取消し又は管理業務等の全部若しくは一部の停止がなされても、賠償及び補償を求めないとともに、これにより損害及び損失が生じた場合は、一切当団体の責任とすることを表明・確約<します・しません>。

年 月 日

署名

所在地

名称

代表者氏名

㊟

(注) 1 から 5 までの各項末尾の<します・しません>は、必ず署名者本人が丸で囲んでください。

別記様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

殿

印

暴力団等排除措置に関する勧告書

小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱第 7 条第 3 項第 1 号の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告内容及び理由

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等に係る欠格要件)

第1条 指定管理者は、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを約する。

- (1) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）をその役員等としていること又は暴力団若しくは暴力団員等にその経営を実質的に支配されていること。
- (2) 職業の種類、雇用契約の形態等によらず、暴力団員であると知りながら暴力団員を雇用すること。
- (3) 自ら又は第三者の不正の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団又は暴力団員等を利用し、次の項目を行うこと。その役員等又は使用人がこれに相当する行為を行った場合も同様とする。
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて市の信用を毀損し、又は市の業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を提供する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は暴力団若しくは暴力団員等に関与すること。その役員等又は使用人がこれらに相当する行為を行った場合も同様とする。
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すること。その役員等又は使用人がこれに相当する状態にある場合も同様とする。

(暴力団等との下請契約等の禁止)

第2条 指定管理者は、現在又は将来にわたって、下請負人等（管理業務等の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人、物品の購入その他の契約の相手方及び業務委託の受託者（順次にされる委任又は請負、物品の購入その他の契約及び業務委託における下請負人、契約の相手方及び受託者を含む。）をいう。以下同じ。）が前条各号のいずれかに該当するものであると知りながら、下請契約等を締結しないことを約する。

(警視庁への意見聴取)

第3条 指定管理者は、指定管理者が小平市公の施設の指定管理者の指定等に関する暴力団等排除措置要綱（平成28年9月6日制定。以下「要綱」という。）第4条に定める措

置要件（以下「措置要件」という。）に該当するものと思料される情報を、市が入手したときには、小平市長又は小平市教育委員会（以下「市長等」という。）から警視庁に対し意見聴取を行うことに同意する。

（警視庁による情報提供）

第4条 指定管理者は、指定管理者と暴力団、暴力団員又は第1条各号に該当するものとの関与の事実について、市長等が警視庁から情報の提供を受けることに同意する。

（契約の解除等について）

第5条 市は、前2条の意見聴取又は情報提供等により、指定管理者が第1条又は第2条のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合には、この契約を解除すること又は必要な措置を講ずるよう指定管理者に対し求めることができる。なお、契約の解除を行うに当たっては、何ら催告を要しないものとする。

2 前項の規定により契約が解除された場合又は指定管理者が必要な措置を講じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は一切賠償の責を負わない。

3 市は、契約履行期間中に指定管理者の下請負人等が、措置要件に該当することが判明したときは、指定管理者に対し、下請負人等との契約の解除を求めることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、市は一切賠償の責を負わない。

4 前各項に定めるもののほか、契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

（不当介入等に関する報告・届出）

第6条 指定管理者は、この契約の履行に当たり、暴力団等による妨害行為、不当要求その他の介入行為（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、速やかに市への報告及び当該施設の位置する地域を管轄する警察署等（以下「警察」という。）へ届出を行わなければならない。

2 指定管理者は、下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに指定管理者への報告及び警察へ届出を行うよう指導しなければならない。

3 指定管理者は、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに市への報告を行わなければならない。

指定管理者候補者選定審査評価表

別紙8-1

○ 審査基準【2-1】

審査項目		審査の視点	審査	
			配点	得点
(1) 市民の平等な利用が確保されること。	市民の平等な利用の確保	公の施設として、一部の市民の利用を不当に制限し、又は優遇していないか。	20	
(2) 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。	設置目的に合致した管理運営にかかる基本方針の策定	基本方針が施設の設置目的に合致しているか。	20	
(3) 効率的な管理が行われること。	① 効率的な管理運営	事業計画書の内容が、具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られるか。	10	
	② 複合施設における利用者に対するサービスの向上	複合施設の利用を促進させる方策がとられているか。また、利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか。	10	
	③ 管理にかかる経費の適切な見積り	各経費において、適切かつ現実的な見積りがなされているか。また、経費の効率化の工夫等がなされているか。	10	
(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。	① 人的能力	労働関係法規を遵守し、施設の管理運営を適正に行う組織体制が整備されているか。また、職員の能力の育成を行うための研修体制が講じられているか。	10	
	② 経営・物的能力	財政状況は良好か。また、施設の維持管理に関する計画は適切か。	10	
	③ 危機管理能力	事故・災害等発生時の対処能力を有しているか。個人情報の保護に関する法令等を理解しているか。また、その措置は適切か。	10	
(5) 公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長等が必要と認めて定める基準	相乗効果を図る複合施設としての機能	公民館との連携を含んだ、複合施設としての一体的な運営により、相乗効果を引き出すような具体的な取り組みが講じられているか。	10	
	図書館機能(地区図書館)としての機能	図書館機能の運営についての具体的な取り組みが講じられているか。	10	
	男女共同参画推進機能を促進するための拠点としての機能	男女共同参画推進機能の運営についての具体的な取り組みが講じられているか。	10	
	市民活動支援機能を推進するための拠点としての機能	市民活動支援機能の運営についての具体的な取り組みが講じられているか。	10	
小計			140	0

※(5)の「市長等」とは、市長又は教育委員会を指す。

指定管理者候補者選定審査評価表

別紙8-2

○ 審査基準【2-2】（事業者の社会的要請等への取組に関する加点項目）

審査項目	審査の視点	審査	
		配点	得点
① 実績の評価	同類または類似施設の管理運営実績や、更新時における現行指定管理者の実績について評価する。	4	
② 品質管理の評価	ISO9001の登録の有無によって、業務の品質を評価する。	4	
③ 市内事業者の評価	小平市内における本店・支店・営業所等の有無によって、市内事業者を評価する。	2	
④ 地域雇用の評価	当該指定管理業務における市民雇用率によって、地域雇用を評価する。	2	
⑤ 労働条件(報酬)の評価	当該指定管理業務に従事する労働者全員の賃金水準によって、労働条件(報酬)を評価する。	6	
⑥ 環境配慮活動の評価	ISO14001の取得、エコアクション21等への登録の有無、または事業所における自家消費用の太陽光発電設備の設置の有無によって、環境配慮活動を評価する。	4	
⑦ 障がい者雇用の評価	障がい者雇用の取組によって、障がい者雇用を評価する。	4	
⑧ 障がい者就労施設等からの調達の評価	障がい者就労施設等からの調達の実績の有無を評価する。	2	
⑨ 男女共同参画、ひとり親家庭・子育て中の女性の継続雇用の評価	育児・介護休業制度などによって、男女共同参画、ひとり親家庭・子育て中の女性の継続雇用の実績を評価する。	4	
⑩ 女性活躍推進法に基づく取組の評価	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、えるばし認定の取得等の有無を評価する。	2	
⑪ 高齢者雇用の評価	65歳以上の高齢者雇用の取組によって、高齢者雇用を評価する。	4	
⑫ ・災害協定の評価 ・災害活動等の評価 ・被災者雇用の評価	小平市との災害時の応援等に係る協定の有無を評価する。/ 災害協定に基づく災害活動等の実績(総合防災訓練の参加を含む)を評価する。/ 被災者雇用を評価する。(東日本大震災以降で災害救助法の適用を受けた災害の被災者の雇用)	4	
⑬ ・ボランティア活動の評価 ・地域社会への貢献活動の評価	小平市内におけるボランティア活動の実績を評価する。/ 総務省による消防団協力事業所表示制度などの地域社会への貢献活動の実績を評価する。	2	
小計		44	0

指定管理者候補者選定審査評価表

別紙8-3

○ 審査基準【2-1】

審査委員	得点
1	
2	
3	
4	
5	
小計（A）	

○ 審査基準【2-2】（事業者の社会的要請等への取組に関する加点項目）

小計（B）	
-------	--

○ 総計

合計（A+B）	
---------	--

指定管理者候補者選定審査評価表

別紙8-4

○ 書類を審査する際の参照資料

大項目・審査項目	参照資料
(1)	事業計画書全体
(2)	事業計画書全体
(3) ①	事業計画書全体
②	事業計画書項目1、2
③	収支計画書
(4) ①	事業計画書項目3
②	財務諸表等、事業計画書項目4
③	事業計画書項目5
(5)	事業計画書項目6～8

○ 面接の際の視点

審査の視点	大項目
応募した動機はどのようなものか。	(1)～(5)
施設の設置理念・目的を理解しているか。	(2)
収支予算を計画するにあたって、経費の算定をどのようにしたか(的確な見積り、効率化の工夫など)。	(3)
施設管理業務における安全・衛生管理対策はどのようなことを考えているか。	(4)
人員の確保及び人材の育成をどのように行うのか。	(4)
関係法令等の遵守についてどのように考えているか。	(4)
事故、緊急時の対応は適切か。	(4)
その他、事業者としてアピールしたい点について。	(1)～(5)

指定管理者候補者選定審査評価表

別紙8-5

○ 評価基準

評価・評点	大変良い	良い	普通	不十分	全く不十分
20点満点	20	15	10	5	0
10点満点	10	7.5	5	2.5	0

○ 審査項目の集計（例示：満点の場合）

・審査基準【2-1】

審査委員	得点
1	140
2	140
3	140
4	140
5	140
小計（A）	700

・審査基準【2-2】（事業者の社会的要請等への取組に関する加点項目）

小計（B）	44
-------	----

・総計

合計（A+B）	744
---------	-----

指定管理者候補者選定審査評価表

別紙8-6

○ 事業者の社会的要請等への取組に関する加点項目 評価基準

審査項目	配点（加点）			
	4点	2点	0点	
① 実績の評価	・現行事業者 ・過去3年以内に同種かつ同規模以上の実績あり	過去3年以内に同種かつ1/2以上の規模の実績あり	過去3年以内に同種かつ1/2以上の規模の実績なし	
② 品質管理の評価	ISO9001 取得後3年以上経過	ISO9001 取得済	ISO9001 未取得	
③ 市内事業者の評価	—	本店・支店・営業所等を有し、3年以上営業を継続	なし	
④ 地域雇用の評価	—	市民雇用率 当該業務における労働者の20%以上が市民	市民雇用率 当該業務における労働者の20%未満が市民	
⑤ 労働条件(報酬)の評価	6点	5点	4点	0点
	市で定める標準的な賃金額以上	市で定める標準的な賃金額の90%以上	市で定める標準的な賃金額の80%以上	いずれの要件も満たしていない
⑥ 環境配慮活動の評価	ISO14001の取得／エコアクション21等への登録／太陽光発電設備の設置2つ以上該当	ISO14001の取得／エコアクション21等への登録／太陽光発電設備の設置1つ該当	ISO14001の取得／エコアクション21等への登録／太陽光発電設備の設置該当なし	
⑦ 障がい者雇用の評価	重度身体障がい者2名以上（肢体・体幹不自由は1名以上）または知的障がい者もしくは精神障がい者1名以上の雇用（法適用企業は加えて雇用率2.8%以上）	重度身体障がい者1名の雇用（法適用企業は加えて雇用率2.8%以上）	雇用なし	
⑧ 障がい者就労施設等からの調達の実績	—	実績あり	実績なし	
⑨ 男女共同参画、ひとり親家庭・子育て中の女性の継続雇用の評価	育児休暇等の施策の取得等の実績2つ以上	育児休暇等の施策の取得等の実績1つ	育児休暇等の施策の取得等の実績なし	
⑩ 女性活躍推進法に基づく取組の評価	—	えるぼし認定取得等あり	えるぼし認定取得等なし	
⑪ 高齢者雇用の評価	3年以上勤務している高齢者 5人以上	3年以上勤務している高齢者 2人以上	3年以上勤務している高齢者 2人未満	
⑫ ・災害協定の評価 ・災害活動等の評価 ・被災者雇用の評価	2つ以上該当	1つ該当	該当なし	
⑬ ・ボランティア活動の評価 ・地域社会への貢献活動の評価	—	3年以上の継続的な活動の実績あり1つ以上該当	該当なし	